

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和7年5月分)

番号	ご意見	市の考え
1	津市で子供を育て老後を生きるには、仕事が必要です。仕事をするには「共働き」で、共働きをするには「保育園」、「学童保育」が必要です。 私は結婚して名古屋にいましたが津市に戻ってきました。働き口を見つけてようやく子供が小学校…と思えば学童保育が18時で終了するのはどういうことか!愕然としました。フルタイム、正社員で働けませんよね?8時間労働で残業して迎えに間に合うのが18時??これでは子供を産んだら辞めるしかなく、同じルールに戻るのには至難。 田舎だから同居や親がいる事前前提な地域なのでしょう。大きな企業は少なく、女性が働き続ける事は今の時代でさえ難しい事が多いように感じます。古い考えの会社も多いと聞きます。働ける環境があれば両立し税金納めることが出来るんです… 「住むにはいいんだけど…」そう、津市に特別何かなくても「住むにはいいんだけど…」この声はよく聞きますし、幾度となく口に出た言葉です。 津市は都会にも近い良いところです。 近県にもアクセスしやすい。 自然もあり住みやすいのです。 しかし、若者が…女性が、人生設計を考えた時…現実…まだこれかーと思いました。 私はとっくに若者ではありませんが…	津市の放課後児童クラブには、保護者等で構成する運営委員会が市所有の建物等を利用して運営する「公設民営方式」と、民間施設を利用して社会福祉法人やNPO法人等が運営する「民設民営方式」があり、いずれもそれぞれの運営主体の方針に基づき、運営されています。 クラブの開所時間についても、それぞれの運営主体ごとに定められており、市内にある97クラブ(令和7年4月時点)の中には、放課後児童クラブ支援員等の人員を確保の上、18時で閉所するクラブや18時までに閉所するクラブも一部(13クラブ)ありますが、19時まで開所しているクラブ(29クラブ)や、19時を超えて開所しているクラブ(6クラブ)もあります。 長時間開所しているクラブに対しては、国、県および市から、運営補助金の加算を行うことにより、運営支援を行っています。
2	つしこどもまんなか社会楽しみにしています! 千歳山の公園計画の進行はどの様に進んでいますか? いつ出来ますか?	完成時期については現段階でお示しできませんが、隣接している岩田池公園の整備状況を踏まえ、千歳山整備事業に着手をしていきたいと考えています。

こども・若者、子育て当事者意見ボックス（令和7年5月分）

番号	ご意見	市の考え
3	親子の時間、家族の時間が作れること。 地域みんな（お年寄りなど）が子どもの遊び声などに寛容になること。 最近、公園でもボール遊びをしていると怒られることがある。みんな大人は通ってきた道なはずなのに、子どもが遊ぶことに対して寛容ではない感じがする。 津市がこうやって声を取り入れようとしてくれるのは嬉しい。 しかし、久居のプールが急になくなるのはひどい。せめて、今季、この夏最後の営業をしてほしかった。急に冬で終わりは聞いてない。 子どもがボール遊びできる場所、自転車を乗り回せる場所、水遊びができる場所、ができることをのぞみます。 また、松阪総合グラウンドのような、伊勢のフットボールフィールドのような、ナイターの練習もできる、天然芝や人工芝のサッカー場を作って欲しいです。	令和7年4月から、こども・若者・子育て当事者が津市のこども施策について意見表明できる「津市こどもまんなか社会実現会議」や「こども・若者・子育て当事者意見ボックス」の運用を開始したほか、「こどもまんなか 児童福祉週間」や「児童虐待防止月間」など、時期に応じて、市ホームページや広報つ、公式LINEなどで、本市の取組についてお伝えしていくことで、常にこどもの利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現をめざしていきます。 久居中央スポーツ公園内プールについては、施設老朽化のためこれまで何度も修繕を行いながら運営をまいりましたが、新たに大規模な漏水が発生し、漏水箇所の調査や修繕に多額の費用が必要となるため、これ以上プールとして存続させることは断念せざるを得ないという結論に達しました。プール廃止後の久居中央スポーツ公園については、津市こどもまんなか社会実現会議の中の「久居こどもの遊び場づくり事業推進会議」において、「地域全体で、こどもの豊かな成長を育む遊び場を共につくる」ことを理念に掲げ、こども、若者・子育て当事者からいただいたたくさんの意見の集約を行い、こどもの育ちに必要な遊び場をつくるために検討を重ねているところです。遊び場をどのような形にしていくかは、事業推進会議において、皆さんの意見を反映させた基本プランをまとめ、令和7年度に作成する基本設計に反映させていきます。現在の進捗、基本プランについては、津市ホームページでご確認ください。 また、スポーツ施設については、令和4年12月に策定した「津市スポーツ施設整備計画」に基づき、津市海浜公園内陸上競技場を市レベルの陸上競技の大会や記録会が開催可能な公認陸上競技場として、またサッカーやラグビーフットボールなど多目的なスポーツが実施できるフィールドを備えた施設として必要な整備を実施することとしています。現在、天然芝から人工芝への改修や、ナイター照明の新設など整備を計画しており、令和10年度供用開始を目指して取組を進めているところです。 【参考】津市ホームページ ①「津市こどもまんなか社会実現会議」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1742168990839/index.html ②「久居こどもの遊び場づくり事業」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1745816305431/index.html

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和7年5月分)

番号	ご意見	市の考え
4	子どもの命は、平等であるべきなのに、同じ市内でもヘルメット登校の学校とヘルメットなしの学校があるのはなぜでしょう？なぜ高茶屋小学校はヘルメット登校ではないのでしょうか？他の小学生より大事にされていないのでしょうか？少しでも危険から命を守るため、ヘルメットを導入してほしい。	ヘルメットは、交通事故等に遭遇した際に命を守る大切な役割を果たすもので、児童生徒の安全対策として大変効果的であることから、本市においては、ヘルメットの着用を推奨しています。 ヘルメットの着用につきましては、地域の実情に応じて、各校ごとにPTAで話し合って決定していますので、個別の相談に関しては直接学校にお問い合わせください。
5	保護者あての連絡が、紙を用いて、子どもを通じて行われることが多いですが、紛失等もあるので、アプリで直接保護者あてに連絡をもらえると連絡ミス、再連絡等が減って、先生も保護者も子どもも楽だと思います。大事なことについては、紙でも配ったり、「アプリ見てください」と連絡帳にスタンプ等をしてもらってもいいと思います。 保護者として、「連絡の紙を無くした」等の子どもを通じた連絡トラブルを避けたいですし、連絡トラブルに際して「連絡の紙をもらったかどうか」を子どもに問い詰める必要が生じるのは避けたいです。 どうぞご配慮ご検討よろしくおねがいします。	津市立の学校におきましては、それぞれの学校がメール配信システムを使用しており、メールに文書ファイルを添付する等、必要に応じて活用しています。 しかし、連絡を受け取っていただく側の状況により、紙媒体が必要なこともあることから、今後も効果的に併用していきたいと考えております。 なお、個別の相談に関しては直接学校にお問い合わせください。
6	所得者制限について。障害児を育てると、さまざまな補助装具にお金がかかりますが、補助金があったりなかったりします。収入があっても、生活するためにかなりの出費があった場合、所得者制限で補助対象から外されるのは納得がいかない。	令和6年4月から、障がい児の補装具費支給制度の所得制限が撤廃され、全ての障がい児について補装具費の支給対象となっています。詳しくは障がい福祉課 (tel:059-229-3157) にお問い合わせください。 【参考】 こども家庭庁ホームページ:「障害児の補装具費支給制度の所得制限撤廃について」 https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hosougu

こども・若者、子育て当事者意見ボックス（令和7年5月分）

番号	ご意見	市の考え
7	もっと津市で子どもたちをつれて気軽に遊べる場所が欲しいです。例えば近くに公園だったり、子育て広場だったりあるといいなと思います。雨の日でも楽しめるような場所もあるといいなと思います。あとはママが気軽に集まれる、相談しやすい居場所作り出来る場所。私は転勤族で三重に来ました。なかなか交流の場が少なく、家族も頼れる人が近くにはいない中でサポートしてくれるところを探す余裕すらありませんでした。そんな中でもっと気軽に相談出来る人、場所があったらいいなとずっと思っていました！津市のサポートなどあるかもしれませんが、それには予約が必要だったり、子どもも預ける場所（1時保育）などとても少なく感じました。もう少し子育てしやすくなるいいなと思います。	公園については、これまで都市計画区域、とりわけ市街化区域においては、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保するために必要となる都市施設のひとつとして都市計画決定を行い設置しているほか、土地区画整理や住宅地造成においても良好な生活環境を形成するための公共施設として設けられてきました。本市の都市公園は令和7年4月現在で552か所あります。そのほか、これまでまちづくりのなかで様々な形でこどもの遊べる場を各地域に設けてきているため、それらの既存の「遊べる場」が利用者にわかりやすくするための情報の発信を検討します。 また、0歳から就学前（主に未就園児）のこどもを対象に、子育て中の親子が気軽に集い交流できる子育て支援センターや子育て広場があり、屋内であるため雨の日でも楽しむことができます。なお、各支援センターには保育士が常駐しており、子育ての不安や悩みについての相談も行っています。そのほかの屋内施設としては、0歳から18歳までの児童や小さいお子さんとその保護者が利用できる児童館が6施設、小学6年生までのこどもとその保護者が利用できるげいのう わんぱく、18歳未満のこどもが利用できるたるみ子育て交流館があり、どの施設も予約なしで利用可能です。これらの施設等を紹介した冊子「おやこでおでかけ」については、こども家庭センターや各地域の保健センターで配布しているほか、津市ホームページでもご覧いただけます。 一時預かり（一般型）については、市内5か所で実施し、仕事や出産、病気、あるいは保護者の育児疲れの解消等、様々な理由により利用されています。 なお、津市では令和7年10月よりこども誰でも通園制度の事業を開始します。0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもが対象で、令和7年8月から登録申請の受付を開始しています。現状、実施施設は1施設（香良洲浜っ子幼児園）ですが、今後の利用状況等を見ながら検討していきたいと思います。 【参考】津市ホームページ ①「「おやこでおでかけ」親子でお出かけができる場所の紹介冊子」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000000753/index.html ②「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1748856571373/index.html

こども・若者、子育て当事者意見ボックス（令和7年5月分）

番号	ご意見	市の考え
8	津市の取り組みは、その他自治体と同程度であり、不満は特にありません。 フルタイム共働き、周囲には頼れる人がいない核家族世帯ですが、休日も家事育児に追われて、精神的にも肉体的にも休まりません。お金の支援よりも、時間の支援がほしい…	本市では、おおむね生後3、4か月～小学校卒業までの児童を対象として、お子さん子育ての手助けができる人へ預ける津市ファミリー・サポート・センター事業や、一時的にお子さんの養育が困難となった時に、児童福祉施設等へ預けることができる津市子育て支援ショートステイ事業を実施しています。 また、平日限定にはなりますが、妊娠中または就学前の児童を養育している家庭で、日中、家族等の支援を受けられない人を対象として、ヘルパーが自宅へ訪問し、家事や育児等の支援を行う津市産前・子育て応援ヘルパー派遣事業を実施しています。 各事業の利用要件、利用者負担等は市ホームページでご確認ください。 【参考】津市ホームページ ①「津市ファミリー・サポート・センター」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1590541636263/index.html ②「子育て支援短期利用事業（ショートステイ）」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1709703530594/index.html ③「津市産前・子育て応援ヘルパー派遣のご案内」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1745300625016/index.html
9	愛知県のように、プール授業を民間のプールと一緒に行って欲しい。プール施設の老朽化や、6月と7月しか授業ができないこと、先生方の負担を考えると民間プール事業者との連携の方がよい。1年を通してプール授業の計画が立てられる、民間企業さんの水泳を教える技術、そして、プールに多くの目があることで溺れたりする事故が減る。ご検討を切にお願いしたいです。よろしくお願いします。	現在、本市では、老朽化に伴い学校プールを使用できなくなった小学校12校が、民間プール、公用プール及び近隣校のプールを利用して、水泳授業を実施しています。民間プール・公用プールにつきましては限りがあることから、施設が使えなくなったところから優先に利用しています。 今後、学校プールの使用が困難となった学校が増加してきた場合には、民間委託の拡充の可能性も含め、安全で効果的な水泳指導の在り方について検討してまいります。

こども・若者、子育て当事者意見ボックス（令和7年5月分）

番号	ご意見	市の考え
10	給食について、私は40代で小学校は津市で育ちました。そのせいか、今の子の給食の内容が少なくて1食の栄養に心配しています。おかずに漬物のたくわんが一品として数えられていたり、たんぱく質が少なく思います。無償化はしなくてもよいので、内容の充実をお願いしたいです。よろしくお願いします。	学校給食を実施するにあたっては、学校給食法に示されている「学校給食実施基準」に従い、適切に実施されるよう各自治体が努めています。 本市においては、野菜の使用量はもとより、不足しがちな豆類、魚類を多く献立に取り入れるとともに、児童生徒の嗜好も考慮しながら、摂り過ぎになりがちな肉類などは適正量におさえ、必要な栄養素をしっかりと確保できるよう工夫しています。 また、津ギョウザや津コロッケをはじめとした手間のかかる手作りにこだわった献立や地産地消の食材を使って、素材のおいしさを味わえる給食を提供しており、栄養量や野菜の摂取量にも不足のないように配慮しています。 さらに、物価高騰下における対策として、給食費の値上げをせず、かつ学校給食の質を落とすことなく提供できるようこどもの給食支援金を交付し、各学校の給食会計を支援しています。
11	夏休みに保護者の奉仕活動として、掃除をしています。1年に一度ではとても間に合っていないように思います。 水道の蛇口のパッキンが悪くなっていて、回して回して回してやっと水が止まったり、排水溝の流れがとても悪い。普段からメンテナンスをしてほしいです。子供たちのトイレ掃除に使う手袋も使い捨て手袋を一度では捨てずに何回も使い回していることも気がかりです。一校に一人の用務員さんではとても間に合うとは思いません。しかも（差別ではありませんが）、女性で年配の用務員さん。感謝はしますが、普段のメンテナンスは到底行き届かないと思います。排水溝が詰まってあふれるようなトイレの手洗い場で子供たちは歯磨きをしていることを机上の担当者の職員さんは知っていますか？ 3ヶ月に一度という定期的なメンテナンスを専門家に頼めないでしょうか？または、先生方が気づいたときには先生方が対応するのではなく、専門の業者に頼みやすい予算づくりの工夫をしてもらえないでしょうか。 お願いします。	用務員は一校に少なくとも一人は配置しており、学校敷地内の清掃、除草や剪定作業、施設・設備の簡易な補修など多様な業務を担っています。 また、必要に応じて、業者へ修繕を依頼し、設備等の不具合について対処しています。

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和7年5月分)

番号	ご意見	市の考え
12	子どもたちの遊び場が少ないことが懸念されます。近年人気のアーバンスポーツ(都市型スポーツ)の広場が全国各地でも作られているのを見かけるのですが、津市にもそのような施設があれば若者たちが集まり地域が盛り上がると思います。	公園については、これまで都市計画区域、とりわけ市街化区域においては、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保するために必要となる都市施設のひとつとして公園を都市計画決定を行い設けているほか、土地区画整理や住宅地造成においても良好な生活環境を形成するための公共施設として公園が設けられてきました。本市の都市公園は令和7年4月現在で552か所あります。そのほか、これまでまちづくりのなかで様々な形でもこどもの遊べる場を各地域に設けてきているため、それらの既存の「遊べる場」が利用者にわかりやすくするための情報の発信を検討します。なお、アーバンスポーツができる公園については、他市の事例を参考にしながら調査研究していきたいと考えています。 また、スポーツ施設については、将来的に継続して市内スポーツ施設を利用していただくために、一定の競技人口があり、組織運営ができる競技団体が活動する施設を優先的に整備するようにしており、現時点ではアーバンスポーツが可能なスポーツ施設の整備の予定はありませんが、アーバンスポーツに限らず、多様化しているスポーツの競技人口の推移等を把握しながら、引き続き多くの市民の方に利用いただけるスポーツ施設の在り方を研究していきます。
13	小学校の教諭をしています。 今、子どもたちが放課後に遊ぶ場がなく 家の中でオンラインゲームをして顔も見合わずに友達遊ぶことが増えているように思います。外で遊べる場が増えるとよいと思います。 ボール遊びも禁止されているところもあり、なかなか遊び場がありません。 今、遊びやスポーツも多様化し、注目されているアーバンスポーツなどができる広場ができるとよいと思います。 子どもたちが外で楽しく遊べる未来がくるよう願っています。	公園については、これまで都市計画区域、とりわけ市街化区域においては、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保するために必要となる都市施設のひとつとして公園を都市計画決定を行い設けているほか、土地区画整理や住宅地造成においても良好な生活環境を形成するための公共施設として公園が設けられてきました。本市の都市公園は令和7年4月現在で552か所あります。そのほか、これまでまちづくりのなかで様々な形でもこどもの遊べる場を各地域に設けてきているため、それらの既存の「遊べる場」が利用者にわかりやすくするための情報の発信を検討します。 また、スポーツ施設については、将来的に継続して市内スポーツ施設を利用していただくために、一定の競技人口があり、組織運営ができる競技団体が活動する施設を優先的に整備するようにしており、現時点ではアーバンスポーツが可能なスポーツ施設の整備の予定はありませんが、アーバンスポーツに限らず、多様化しているスポーツの競技人口の推移等を把握しながら、引き続き多くの市民の方に利用いただけるスポーツ施設の在り方を研究していきます。